

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和7（2025）年度補正予算概要……………	1～2
2 令和8（2026）年度予算概要……………	3～10
3 函館市青果物地方卸売市場条例の一部を改正する条例の骨子……………	11～13
4 函館市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例の骨子……………	14～16

1 令和7(2025)年度補正予算概要

(1) 一般会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明
農 林 水 産 債	20,000	農林施設災害復旧債 20,000

[歳出]

農林水産費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
農 業 振 興 費	△15,750	農地整備事業費減 △15,750 農地整備事業費負担金減 △15,750 鶴野地区 △14,400 事業費減 △64,000 千円の 100 分の 22.5 中の沢高台 2 号線 △1,350 事業費減 △2,700 千円の 100 分の 50	(地方債) 農地整備事業債 △15,700
林 業 振 興 費	285	森林経営管理事業費増 285 未整備森林適正管理推進事業費増 285	(その他) 森林整備等対策 基金繰入金 285
水 産 振 興 費	△38,750	沿岸漁業構造改善対策費減 △38,750 沿岸漁業構造改善対策事業費補助金減 △38,750 栽培漁業施設整備事業 △33,500 事業費減 資源増大・有効利用対策事業 △5,250 事業費減	(道) 沿岸漁業構造改 善事業費補助金 △22,300 (地方債) 過疎地域持続的 発展特別事業債 △5,200 沿岸漁業構造改 善対策事業債 △11,100

[債務負担行為]

(変更)

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
函館湯川漁港交流広場 トイレ清掃業務委託料	千円 764	千円 699

(2) 地方卸売市場事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
水産物地方卸売市場使用料	△9,026	売上高割使用料減	△9,026
一般会計繰入金	10,503	一般会計繰入金増 水産物地方卸売市場分増 青果物地方卸売市場分増	10,503 10,116 387
市場整備事業債	5,900	水産物地方卸売市場施設災害復旧債	5,900
歳入合計	7,377		

[歳出]

市場管理費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
水産物地方卸売市場管理費	5,900	維持補修費増	(地方債) 市場整備事業債 5,900
計	5,900		

職員費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
一般部局職員費	1,477	職員給与費増 水産物地方卸売市場分増 青果物地方卸売市場分増	1,477 1,090 387
計	1,477		

歳出合計	7,377		
------	-------	--	--

<再掲>

(単位：千円)

	水産物地方卸売市場	青果物地方卸売市場	合 計
歳入	6,990	387	7,377
歳出	6,990	387	7,377
差引	0	0	0

[繰越明許費]

款	項	事 業 名	金 額
1 市場管理費	1 市場管理費	維持補修費 (水産物地方卸売市場)	千円 5,900

2 令和8(2026)年度予算概要

(1) 一般会計

[歳出]

農林水産費

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
農業委員会費	10,717	委員報酬	8,451
		農業委員	4,536
		会長1人、委員8人	
		農地利用最適化推進委員	3,840
		委員8人	
		農業委員候補者選考委員会委員	75
		負担金ほか	2,266
		(道)	2,757
		(道)	
		(道)	
農業委員会費負担金			
(道)			
国有農地管理事務取扱交付金			
	15		
(その他)			
現況証明手数料			
	79		
(その他)			
農地中間管理事業受託収入			
	115		
(その他)			
農業者年金業務負担金			
	225		
(その他)			
農地中間管理事業業務協力金			
	25		
農林総務費	45,313	鳥獣対策費	28,968
		農林施設維持補修費	8,800
		その他所要経費	7,545
		(道)	
		(道)	
鳥獣対策事業費補助金			
	7,294		
(道)			
権限移譲事務交付金			
	567		
(その他)			
森林整備等対策基金繰入金			
	5,358		

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
林 業 振 興 費	251,717	森林経営管理事業費	19,063 (道)
		未整備森林適正管理推進事業費	9,372 造林事業促進
		未整備森林適正管理推進事業費補助金	9,691 補助金
		森林整備担い手育成事業費	2,590 4,567
		自伐型林業普及推進事業費	2,490 (道)
		林業研修生インターンシップ宿泊費補助金	100 市有林整備費
		地域材利用促進等事業費	1,054 補助金
		林業生産性向上支援事業費	10,000 79,278
		林業高性能機械導入支援補助金 フェラーバンチャ (伐倒機械) 1式	(道)
		私有林整備促進事業費	10,456 森林整備推進
		造林事業促進補助金	事業費補助金
		市有林整備費	127,598 1,849
		公共造林事業費	57,355 (道)
		人工造林 4.40ha ほか	治山事業費補
		森林保護事業費	737 助金
		林道整備事業費	66,500 30,000
		林業専用道開設工事 1式ほか	(地方債)
		市有林管理所要経費	3,006 造林事業債
		森林整備推進事業費	6,061 19,300
		森林病虫害駆除事業費	3,947 (地方債)
		森林病虫害駆除調査事業費	2,114 治山事業債
		治山事業費	72,600 42,600
		補助事業	60,000 (その他)
		浜町442 伏工 230㎡ほか	物品売払収入
		日ノ浜町89 法粋工 189㎡ほか	18,945
		双見町130 網張工 843㎡ほか	(その他)
起債事業	12,600 森林整備等対		
新二見町1 網張工 110㎡	策基金繰入金		
古武井町134 網張工 250㎡	47,405		
はこだて森林認証推進協議会負担金ほか	2,295		
水 産 総 務 費	16,849	漁村センター管理委託料 (債務負担行為分)	5,860 (道)
		イカ広場管理所要経費	628 海岸漂着物等
		水産施設維持補修費	4,100 対策費補助金
		海岸漂着物等対策費	330 280
		その他所要経費	5,931 (その他)
			漁村センター
			使用料
			20

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源	
水産振興費	488,204	魚類等養殖推進事業費	55 (国)	
		魚類等養殖推進協議会関係経費		
		地域水産業創生推進事業費	207,758	
		キングサーモン完全養殖技術研究事業費	137,078	地方大学・地域産業創生交付金
		コンブ漁業振興研究事業費	70,680	147,639
		ブルーカーボン推進事業費	50	(道)
		小型イカ釣り漁業出漁支援補助金	26,520	沿岸漁業構造
		沿岸漁業構造改善対策費	112,820	改善事業費補助金
		沿岸漁業構造改善対策事業費補助金	112,820	
		漁場管理保全事業	29,725	26,900
		ウニ密度管理(戸井地区・南茅部地区)		(地方債)
		雑海藻駆除(南茅部地区)		過疎地域持続的発展特別事業債
		天然コンブ繁茂対策(南茅部地区)		
		漁船施設整備事業	3,400	
		船揚場補修 1式(南茅部地区)		63,600
		栽培漁業施設整備事業	40,375	(地方債)
		養殖生簀施設整備 1式(函館地区)		沿岸漁業構造
		漁業用流通施設整備事業	4,668	改善対策事業
		製氷貯氷施設受電設備整備ほか 1式(椴法華地区)		債
				18,000
		漁業被害対策事業	750	(地方債)
		投光器LED灯交換 1式(函館地区)		水産基盤整備
		資源増大・有効利用対策事業	33,902	事業債
		ウニ種苗放流 640,000個(函館地区・恵山地区・南茅部地区)		55,000
				(その他)
		アワビ種苗放流 122,000個(函館地区)		生産品売払収入
		ナマコ種苗放流 325,000個(函館地区・椴法華地区・南茅部地区)		3,300
				(その他)
		ウニ種苗深浅移殖 2,658,000個(函館地区・戸井地区・恵山地区・椴法華地区)		ふるさと寄付金
				3,000
		(その他)		
漁場整備事業費	55,000	地域振興基金		
函館漁場整備事業費負担金		繰入金		
事業費 97,000千円の10分の1		57,800		
戸井漁場整備事業費負担金				
事業費 93,000千円の10分の1				
恵山漁場整備事業費負担金				
事業費 104,000千円の10分の1				
椴法華漁場整備事業費負担金				
事業費 160,000千円の10分の1				
南茅部漁場整備事業費負担金				
事業費 96,000千円の10分の1				
ウニ種苗生産供給事業費	15,607			
沿岸漁場等調査費	3,883			

(2) 地方卸売市場事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	
水産物地方卸売 市場使用料	49,355	売上高割使用料 面積割使用料ほか	21,936 27,419
青果物地方卸売 市場使用料	71,994	売上高割使用料 面積割使用料ほか	18,608 53,386
国庫補助金	236	新しい地方経済・生活環境創生交付金	236
財産貸付収入	2,878	青果物地方卸売市場土地貸付収入	2,878
一般会計繰入金	224,000	一般会計繰入金 水産物地方卸売市場分 青果物地方卸売市場分	224,000 171,000 53,000
前年度繰越金	1	前年度繰越金	1
雑入	69,336	水産物地方卸売市場雑入 青果物地方卸売市場雑入	35,417 33,919
市場整備債	24,200	青果物地方卸売市場分	24,200
歳入合計	442,000		

[歳 出]

市場管理費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源	
水産物地方卸売 市 場 管 理 費	212,799	水産物地方卸売市場管理委託料	86,768	(国)
		(債務負担行為分)		新しい地方
		施設管理費	83,424	経済・生活
		施設改良工事費	26,600	環境創生交
		維持補修費	3,200	付金
		卸売市場活性化対策費	472	236
		漁船誘致対策費	630	
		負担金	8,739	
		北海道市場協会負担金	50	
		全国公設地方卸売市場協議会負担金	30	
		水産物地方卸売市場自治会負担金	8,299	
水産物地方卸売市場魚食普及対策 協議会負担金	360			
職員厚生会交付金ほか	2,966			
青果物地方卸売 市 場 管 理 費	165,450	青果物地方卸売市場管理委託料	75,867	(地方債)
		(債務負担行為分)		市場整備事
		施設管理費	39,844	業債
		施設改良工事費	41,600	24,200
		維持補修費	2,160	
		青果物地方卸売市場管理連絡協議会負担金	3,357	
職員厚生会交付金ほか	2,622			
計	378,249			

公 債 費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
元 金	24,603	長期債償還元金	24,603
		水産物地方卸売市場分	21,415
		青果物地方卸売市場分	3,188
利 子	854	長期債償還利子	854
		水産物地方卸売市場分	600
		青果物地方卸売市場分	254
計	25,457		

職 員 費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
一般部局職員費	36,294	職員給与費 水産物地方卸売市場分 青果物地方卸売市場分	
		36,294 20,195 16,099	
計	36,294		

予 備 費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
予 備 費	2,000		
計	2,000		

歳 出 合 計	442,000		
---------	---------	--	--

<再掲>

(単位：千円)

	水 産 物 地 方 卸 売 市 場	青 果 物 地 方 卸 売 市 場	合 計
歳 入	256,009	185,991	442,000
歳 出	256,009	185,991	442,000
差 引	0	0	0

[債務負担行為]

事 項	期 間	限 度 額
青果物地方卸売市場 管 理 委 託 料	令和9 (2027) 年度から 令和11 (2029) 年度まで	千円 241,692

3 函館市青果物地方卸売市場条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

卸売市場法の一部改正に伴い、青果物地方卸売市場において取り扱う指定飲食料品等の公表に関する規定を整備するため

(2) 条例改正の内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 条例の施行期日

令和8年4月1日

函館市青果物地方卸売市場条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(取扱品目)</p> <p>第3条 函館市青果物地方卸売市場（以下「市場」という。）の取扱品目は、野菜、果実およびこれらの加工品その他規則で定める食料品または農産物（以下「青果物等」という。）とする。</p> <p>(市長による卸売予定数量等の公表)</p> <p>第50条 市長は、卸売業者から第49条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに、主要な品目の数量およびその主要な産地ならびに前開場日に卸売された主要な品目の数量およびその卸売価格を卸売場の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>2 市長は、卸売業者から第49条第2項の規定による報告を受けたときは、その日に卸売された物品について、主要な品目ごとの数量ならびに高値、中値および安値に区分した卸売価格を公表するものとする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第74条 市場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p>2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 買受人の名称変更等の届出および買出人の登録に関すること。</p>	<p>(取扱品目)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(市長による卸売予定数量等の公表)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(市長による食品等持続的供給法に係る公表)</u></p> <p><u>第50条の2 市長は、次に掲げる事項を卸売場の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 市場の取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下この条において「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p><u>(3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 売買取引（第40条および第46条に規定するものを除く。）に係る承認，指示および制限等に関すること。

(3) 市場の施設の使用条件の指定，使用の許可および制限に関すること。

(4) 市場の維持管理に関すること。

(5) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条の2（指定管理者が行う許可，承認および指定に係るものに限る。），第28条，第29条，第39条第2項および第3項，第44条，第47条，第48条第2項，第49条，第50条，第51条第3項，第55条第1項，第59条第1項および第2項，第60条から第63条まで，第64条第1項，第65条第1項，第66条，第67条第2項，第72条第2項ならびに前条（指定管理者が行う許可，承認および指定に係るものに限る。）の規定の適用については，これらの規定中「市長」とあるのは，「指定管理者」とする。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条の2（指定管理者が行う許可，承認および指定に係るものに限る。），第28条，第29条，第39条第2項および第3項，第44条，第47条，第48条第2項，第49条，第50条，第50条の2，第51条第3項，第55条第1項，第59条第1項および第2項，第60条から第63条まで，第64条第1項，第65条第1項，第66条，第67条第2項，第72条第2項ならびに前条（指定管理者が行う許可，承認および指定に係るものに限る。）の規定の適用については，これらの規定中「市長」とあるのは，「指定管理者」とする。

4 函館市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

卸売市場法の一部改正に伴い、水産物地方卸売市場において取り扱う指定飲食料品等の公表に関する規定を整備するため

(2) 条例改正の内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 条例の施行期日

令和8年4月1日

函館市水産物地方卸売市場条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(取扱品目)</p> <p>第4条 函館市水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）の取扱品目は、生鮮水産物およびその加工品その他生鮮水産物に関連する食料品等（以下「水産物等」という。）とする。</p> <p>(市長による卸売予定数量等の公表)</p> <p>第60条 市長は、卸売業者から第59条第1項の規定による報告を受けたときは、その日の卸売のための販売開始時刻までに、その日卸売を予定する物品について、主要な品目の数量およびその主要な産地ならびに前開場日に卸売された主要な品目の数量およびその卸売価格を卸売場の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>2 市長は、卸売業者から第59条第2項の規定による報告を受けたときは、規則で定める方法により、その日に卸売された物品について、主要な品目の数量および卸売価格を公表するものとする。この場合において、卸売価格については、産地、規格別に高値、中値および安値に区分してするものとする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第82条 市場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p>	<p>(取扱品目)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(市長による卸売予定数量等の公表)</p> <p>第60条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(市長による食品等持続的供給法に係る公表)</u></p> <p><u>第60条の2 市長は、次に掲げる事項を卸売場の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 市場の取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下この条において「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p><u>(3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第82条 (略)</p>

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 市場の施設の使用条件の指定、使用の許可および制限に関すること。

(2) 市場の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第6条の2（指定管理者が行う許可、承認および指定に係るものに限る。）、第68条第1項および第2項、第68条の2から第69条まで、第70条第1項、第71条第1項、第72条、第73条第2項、第78条第2項ならびに前条（承認および指定については、指定管理者が行うものに限る。）の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第6条の2（指定管理者が行う許可、承認および指定に係るものに限る。）、第60条の2、第68条第1項および第2項、第68条の2から第69条まで、第70条第1項、第71条第1項、第72条、第73条第2項、第78条第2項ならびに前条（承認および指定については、指定管理者が行うものに限る。）の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。